

# 東京都立大学の経済支援制度



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

東京都立大学

入学料や授業料の納入が困難な場合は減額又は免除(以下「減免」という。)する国や都、大学独自の制度があります。

また、各種奨学金も取り扱っており、在学中の学生生活をサポートしています。

## 高等教育の修学支援新制度(国制度)

### (日本学生支援機構奨学金(給付))

学部生を対象とした入学料・授業料の減免と返還不要の給付奨学金を支給する制度です。所得(年収目安380万円未満)、資産、学業成績を満たした学生が対象となります。入学料及び授業料について、給付型奨学金の支援区分が第Ⅰ区分の場合は全額免除され、他の支援区分は区分に応じて減額されます。(支援区分が第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分に該当する場合でも、本学独自の上乗せとして授業料の全額免除を行っています。)また、2025年度から多子世帯(扶養する子供が3名以上の世帯)へ支援が拡充され、多子世帯の場合は、所得に関わらず入学料及び授業料が全額免除となります。

なお、家計が急変(主たる家計支持者が失業、病気・事故、死亡等)した場合には、事由発生日から原則3カ月以内であれば、随時申請することができます。

## 奨学金制度

### 【日本学生支援機構】奨学金(貸与)

人物・学力ともに優れ、かつ健康でありながら経済的理由等で修学に支障をきたす者が、申請に基づき、審査の上、奨学金が貸与されます。

奨学金には、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。

### 【東京都立大学】東京都立大学大学院生支援奨学金

本学大学院において研究・学業に取り組んでいる学生に対し、経済的支援をするとともに、公立大学法人として優秀な人材を社会に輩出するために支給する給付型奨学金制度です。

### 【民間団体・地方公共団体】奨学金(給付・貸与)

日本学生支援機構以外にも民間団体や地方公共団体による奨学金があります。返還が必要な貸与型(無利子)、返還不要の給付型、条件、申請期間等もさまざまで、団体が選考を行います。

申請方法も、事前に学内選考を必要する場合と、大学を通して申請する場合と、学生が直接応募する場合があります。奨学団体により異なります。

## 授業料減免制度

### 【東京都】都内子育て世帯への授業料減免

2024年度から東京都内の子育て世帯の授業料支援を目的として、学生の生計維持者(原則、父母)が東京都内に在住している場合、学生本人からの申請に基づき、審査の上、授業料が全額免除される制度です(授業料実質無償化)。

### 【東京都立大学】経済的困窮者への授業料免除

経済的理由等により授業料の納付が困難な正規学生に対して、学生本人からの申請に基づき、審査の上、授業料を全額免除又は半額減額し、学修機会を失うことのないよう支援する制度です(東京都外在住者も対象です)。

### 【東京都立大学】成績優秀な留学生への授業料減免

修学支援を目的として成績優秀な私費留学生(正規学生)に対して、学生本人からの申請に基づき、審査の上、授業料を全額免除又は半額減額する制度です。

## 入学料減免制度

### 【東京都立大学】

生活保護世帯、入学手続日以前1年以内において学資負担者の死亡及び天災・その他の災害等による家計急変等により入学料の納付が困難な方に対して、本人からの申請に基づき、審査の上、入学料を全額免除又は半額減額する制度です。

### 【問い合わせ先】東京都立大学管理部学生課



<https://gs.tmu.ac.jp/>



入学料・授業料減免分納担当

[genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp](mailto:genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp)

日本学生支援機構奨学金担当(修学支援新制度含む)

[shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp](mailto:shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp)

民間等奨学金担当

[shogakukin-tmu@jmj.tmu.ac.jp](mailto:shogakukin-tmu@jmj.tmu.ac.jp)

# 東京都立大学の授業料減免制度について

東京都立大学では、以下の授業料支援を実施しています。授業料支援を受ける場合、**学期毎（前期・後期）の申請が必要**となり、**審査結果が通知されるまでの間は、授業料の納入が猶予されます**。授業料減免制度の申請開始時期等については、**学生課 HP への掲載及び本学学生への kibaco による連絡**によりお知らせしますので、必ず確認するようにしてください。

## 経済的困窮者への授業料減免 (①)

**対象者** 日本国籍の正規学生  
(特別永住者及び永住許可者を含む)

### 所得要件

申請者の学生本人及びその生計維持者（原則、父母）のそれぞれについて、以下の算式により算出された減免額算定基準額の合計額が一定の基準に該当する場合に対象となります。  
なお、前期の申請では、**前々年の所得**に基づく課税情報を、後期の申請では**前年の所得**に基づく課税情報を用いて算出します。

減免額算定基準額 = 区市町村税所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 税額調整額)

### 支援内容

| 減免額算定基準額             | 年収目安              | 授業料減免 |
|----------------------|-------------------|-------|
| 107,100円未満           | 約478万円未満          | 全額免除  |
| 107,100円以上191,100円未満 | 約478万円以上～約674万円未満 | 半額減額  |
| 191,100円以上           | 約674万円以上          | 対象外   |

年収目安は4人世帯をモデルにした概算であり、詳細は世帯状況により異なります。家族構成等世帯の状況や各種税控除の適用を受けている場合等により審査結果は異なります。

**⚠ 進学に関する要件、住所要件はありません**

## 申請方法(①及び②)

学生課 HP より東京都電子申請フォームにてオンラインで申請の上、マイナンバーを提出してください。

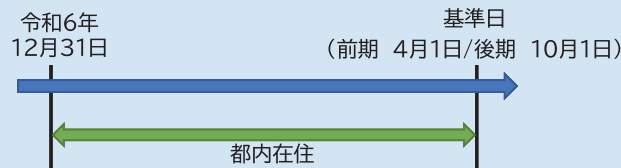
## 都内子育て世帯への授業料免除 (②)

**対象者** 博士後期課程を除く日本国籍の正規学生  
(特別永住者及び永住許可者を含む)

### 住所要件

学生の生計維持者（原則、父母）が、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日以降、基準日（前期は4月1日、後期は10月1日）まで引き続き都内に住民票の住所を有すること。

【令和7年度の場合】



### 進学に関する要件

【学部生】

高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から東京都立大学に入学した日が2年を経過していない者 他

【大学院博士前期課程・法科大学院・助産学専攻科】

大学等を卒業後、引き続いて博士前期課程等に進学した者で、進学した年度の前年度末年齢が24歳までの者

**支援内容** 全額免除

**⚠ 所得要件はありません**

## 成績優秀な留学生への授業料減免 (③)

**対象者** 外国籍の私費留学生（正規学生）  
(特別永住者及び永住許可者を除く)

### 所得要件

申請者の学生本人及びその日本国内での生計維持者のそれぞれについて算出された減免額算定基準額の合計が 191,100円を超えないこと。

### 成績要件

成績評価判定の基準を満たすこと。

### 支援内容

成績によって全額免除又は半額減額

**⚠ 進学に関する要件、住所要件はありません**

## 申請方法(③)

学生課 HP より減免申請書をダウンロードし、住民票・収入証明書類とともに郵送で提出してください。

2025年度**前期**授業料減免・分納申請期間①～③共通

**2025年2月3日(月)～4月14日(月)17時**

※③は4月14日(月)消印有効

※期限を過ぎての申請は一切受け付けません。

2025年度**後期**授業料減免・分納申請期間

**2025年7月下旬～9月中旬(予定)**

※詳細が決まり次第、本学学生へ kibaco により連絡するとともに学生課 HP に掲載します。

※1 東日本大震災、令和2年7月豪雨、能登半島地震等**指定災害被災者に対する減免も実施しています。**

※2 ②都内子育て世帯への授業料免除の対象とならない場合でも、従来どおり①経済的困窮者に対する授業料減免において、住所要件に関わらず所得に応じて授業料を免除又は減額します。

※3 上記のほか**各種要件があり、審査を経て減免の対象となります。詳細は申請要項をご確認ください。**

※4 成績不振者、休学者、停学者、その他減免の合理的理由に乏しい事情の者は、授業料減免制度の対象となりません。また、留年者（留学による留年は除く）、学士入学者、転学者、再入学者、所属変更者等**過去に現在の学年次と同一の学年次に半期以上在籍していたことがある者（本学以外の大学又は大学院における在籍を含む）は、当該在籍期間内については支援対象外となります。**